

## 第7回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会議事録(委員発言)

- ・ 日 時：令和5年12月27日(水) 午後2時～午後3時10分
- ・ 場 所：市町村自治会館「ホール」

### 議事2(1) 鹿児島港本港区エリアの利活用の全体像について

(木方委員)

木方委員修正意見の1ページをご覧ください。当該部分は、「本港区エリアの新たなまちづくりの5つの方針」のうち方針2です。細かい文言の修正ですが、方針2に“県民が憩い親しむことのできる空間の形成”とあり「本港区を訪ねる誰もが立ち寄り、本港区の賑わいの核をなす空間として、ウォーターフロントパークについて、桜島や錦江湾への眺望場としてふさわしい、オープンな空間形成を図ります」と書いてあります。ほぼこの内容と変わりませんが、右上に青字でメモをしているように、方針1で“賑わいや人の流れを生むしかけづくり”ということで、ソフト面での中心市街地との関係性が謳われた一方で、ハード、つまり空間作りの面での中心市街地との関係が1から5のどの方針にも謳われていないように思いました。空間の形成について謳われているのは方針2なので、多少文章の推敲をして、中心市街地の関係性が若干でも表現できるように工夫してはどうかと思います。それを加味した修正が「本港区の賑わいの核をなす空間として、ウォーターフロントパークを中心に、桜島や錦江湾への眺望場へと人々を導くオープンな空間形成を図ります」ということで、ウォーターフロントパークのみを言及したのではなく、もう少し、そこから周りに展開する或いはそこへと繋がってくる空間の繋がりを表現としてはいかがかという提案です。

2ページは、方針2についてです。2ページ上段は1ページの引用で、同じ趣旨の同じ修正意見です。2ページ下段の空間形成の1つ目の箇条書きで、先に趣旨をお伝えしますと、建築物や施設の高さやデザイン、いわゆる箱物の工夫の話と、ランドスケープ、すなわち緑地広場や駐車場、道路等、高さがあまり関係しない話について、この文章の中では少し混同している感じがして、しっかり理解できないように思いました。そこで、推敲によって高さやデザイン等の話と、ランドスケープ的な工夫を文章として分け、その両方で景観の連続性に配慮するという構成にしてはいかがかという提案です。内容としては「一

体的な空間形成を図るため、建築物や公共施設の配置における、高さやデザイン等に加え、ランドスケープ的な工夫によって景観の連続性に配慮」ということで、公共施設の高さやデザインにおける工夫と、ランドスケープ的な工夫の両方によって景観の連続性に配慮してという文章にしてはどうかという提案です。

3 ページは、これも重要なことと思いますけれども、方針4で「継続的なエリアマネジメントによる持続的なまちづくりの実現」ということで、「エリアマネジメントの取り組みを関係機関や中心市街地が連携し持続可能なまちづくりを実現する」と謳われておりますが、ここでもソフト面のみならず、いわゆる景観やデザインの話として、例えばですが「既存の景観デザイン調整会議を発展させ、継続的な景観マネジメントを行う体制を作り、一貫性のあるエリアデザインを行います」という、ハード面でのマネジメントのことに関しても加えてはどうかという提案です。

4 ページは3 ページと同じ修正意見です。以上大きく3点の加筆修正をご提案したいと思います。以上です。

(北崎委員長)

ありがとうございました。木方委員からの修正意見も含めて、エリアコンセプトプランについては後ほど議論したいと思います。

続きまして、この検討委員会では「景観への配慮」を今後の論点の1つとして議論を進めてきたところですが、その関係で別途調整会議を立ち上げて検討が進められていた「鹿児島港本港区景観ガイドライン(案)」が取りまとめられ、県の担当課から報告があるとのことですので、宜しく申し上げます。

(事務局)

<鹿児島港本港区景観ガイドライン(案)について説明>

(北崎委員長)

ありがとうございました。別途取りまとめられた景観ガイドライン(案)につきまして、御報告いただきました。

当委員会で議論を進めていますエリアコンセプトプランにつきましては前回からの内容修正等に加えまして、冊子としての体裁も整えられ、徐々に固まりつつあると思っておりますが、事務局としてはエリアコンセプトプラン案

の策定に向けた今後のスケジュールをどのように考えているか皆さんにもご説明願えますか。

(事務局)

事務局としましては、利活用検討委員会での案を来月取りまとめていただいた後、県としまして、パブリックコメントや県議会でのご論議を経て、本年度末の策定を目指したいと考えております。

(北崎委員長)

あくまでも検討の進み具合によるとは思いますが、ただいま事務局から説明のあったスケジュールを念頭に進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは事務局の方から説明がありましたエリアコンセプトプラン案について、前回に引き続き議論を進めます。それではどなたからでも結構です。先ほど木方委員から説明があった修正意見も含めましてご意見があればご発言をお願いいたします。

(有山委員)

先ほど木方委員の方から追加されました案については、非常に大切な点だと思っております。特に追加された部分、方針4の「景観デザイン調整会議を発展させ、継続的な景観マネジメントを行う体制を作る」というところなんですけれども、景観形成ガイドラインでは、桜島や錦江湾への眺望の確保や回遊動線における視点場について非常に細かく整理されていると思っております。これから時間を積み重ねながら、本港区エリア全体の環境が整えられていくと考えておりますけれども、その過程において、常にデザインの発想を持ってマネジメントをできるかどうかというのは非常に重要なポイントではないかと思っております。今ある素晴らしい景観を保全確保するだけではなく、今から整備される建物、あるいはランドスケープ、そこに集う人々の営みによって作られる景観、そういったものが、本港区の環境の価値や景観の価値を上げていくことを目指すということが必要ではないかと思っております。今後、民間の方々も含めて様々な方が参画されるかと思っておりますけれども、その際に本港区エリア全体のデザインを俯瞰して見ることができる組織があるということは、非常に重要なことではないかと思っておりますので、このような体制は整えていただけたらありが

たいなと思うところでございます。以上です。

(北崎委員長)

はい、ありがとうございました。この意見も踏まえまして次の会議には修正をお願いしたいと思います。他にございますか。

(岩崎委員)

私個人というよりは商工会議所として鹿児島県とは別途いろいろすり合わせをある程度させていただいておりますので、この案に関しては、基本的にはこれでいいのかなという感じで思っております。

今から資料をお配りします。これはあくまでも会議所として、住吉地区と今ここでは表現させていただきますが、ここにいわゆるMICE施設、具体的に言うと、何室かのホテルと、1,000人もしくは1,500人ぐらいの会議とパーティーができる施設をここに作るべきであるというのがここ数年、会議所の言ってきたことでございますので、一応この案を汲んでゾーニングをしていただいております。一つ懸念はですね、県のスポーツ・コンベンションセンターを作る担当部署が、PFIの説明会で、ここを駐車場として説明したということで、私としては矛盾しているのではないのかというか、どちらが上位概念なんですかと。どうしても県がここに駐車場を作るというのでしたら、会議所は承服できないという話の中で、私は直接聞いておりませんが、知事が議会答弁で他の利用方法があるのであれば、駐車場にこだわらないという答弁をされた。併せて利活用ではここに駐車場は書いていなくて、MICE施設を前提としたゾーニングになっておりますので、会議所としてはここというよりは、ここよりももう少し右の方まで、漁船の船だまりのところまでゾーニングをしてありますから、もうちょっと広い意味で捉えました。ちなみに会議所が申し上げてこの図面にこだわって欲しくはないですが、ボリューム感をお示しするために、作ってみただけの話でございます。今この住吉地区でもちゃんとここに入りますよという意味でございます。

一つだけ、県が体育館を作るところ、喜界航路がついているところ、極めて具体的に書いてあるところと、とてもゾーニングとしてはいいのかもしれませんが、このままだと、次の10年、ほったらかしになるんじゃないかと危惧されるところがございますので、ゾーニング自体に関してはこれでいいかと思っております。次のステップとして、具体的に言うとドルフィンポート跡地の体

育館をつくらない残りの半分と、特に皆さんが大切だというウォータースフロントパーク。ここに関しては言葉だけ書いてあるだけで、今申し上げたようにこのまま放置されますと、ただずっと芝生の1万坪の広場があと10年間続くような話になりかねないというところが、せっかくゾーニングを決めたのになということですので、とりあえず会議所として、次のこのゾーニングを前提として、ウォータースフロントにはこういう施設とか、こういうことをするべきではないのかなという具体的な素案を出したいと思っておりますので、これは余談でございますけど、あくまでもこのゾーニングの前提で、次のステップまで本当は踏み込んでいただきたいんですけど、この目的はゾーニングで止まっておりますので。ということで、それだけ言及させていただいております。

それから、多くの委員が景観のことをおっしゃって、確かに景観は、前段でガイドラインの話をしてしまいましたが、まず一番目にお聞きしたいのが、行政が安易にガイドラインとかいう言葉でおっしゃっていたことは、どこまで法的拘束力を持つのかを明確にしていきたい。基本的に、県有地にゾーニングをして、開発行為とかいろんなことで制約をつけるというのは、その中身の是非は別にして、法的拘束力があるわけですが、先ほどガイドラインという曖昧な中で、法的拘束力の裏付けがないものを、実際行政がなんやかんや言ってですね、民間の、憲法で保障されている何らかの権利を奪うような形でのガイドラインというのは、私はいかがなものかと思っております。

特に、ゾーンに対して、しかるべき高さ制限とか、形状制限というのは、さっき言ったように、地主が県ですから、建物を建てたり何かをするというのは、他の制約で縛れますけど、それから外れたところの、景色に関してどうのこうのというのはどう考えても、法的裏付けは考えられませんしね。

私は個人的な意見として、鹿児島市の城山展望台から、建てたらいけないという条例は完全に憲法違反だと思っております。そして一部の委員ほか全体的に市民の皆様も、鹿児島景色、桜島が見えて、それが何とかプライドだとかですね。そんな景色をプライドに思うような浅い郷土愛じゃないわけですよ。我々は歴史だったり何だったりするわけで、どこかからの景観を、全員のものだとして守るというのは、そんなもの法律的にもあり得ないわけですね。だからってそれを無視するわけじゃないですけどね。過剰に制約に加えるってというのは、いくらウォータースフロントのまちづくりがどうのこうのって綺麗事を言ったって、そんな正当化されるものではないと私は思っておりますので、

ガイドラインを決めるなどは申し上げませんが、その辺は明確にさせていただきたい。日本国においては、そういうのをグレーゾーンにして、結果的には憲法上、憲法違反とか法律上の裏付けがないのに、民間の権限を制約するっていうのが平気でまかり通ってるっていうことに関しては、このウォーターフロントに関してはそういうことが起こらないようにしていただきたい。あえてこの場では関係ないんですけど、不要不急の移動の自粛を要請する。日本国政府がやったこれ自体、私は私権も制限してるにも関わらず、それに関してただお願いしたからですって、さっき何か言ってましたよね、景観に配慮をお願いしますと。行政が何かの形で何か大義名分の中でお願いしますというのは、日本人が一番弱いですから、僕はその辺は作るなどは言いませんけど、法的裏付けのないものをそういう同調圧力とかで強要するようなことはやめていただきたい。皆さんご存知のように与次郎で鹿児島市が同じように、ビルの建物の色を制約しましたよね。あれが本当に与次郎の景観にプラスになったと皆さんお考えですかということをお願い申し上げます。以上です。

(北崎委員長)

はい、意見として受け止めましたが、事務局から何かございますか。

(事務局)

景観ガイドライン策定の作業を進めさせていただきました。今委員が言われるように、条例でもなく、法律でもないの、法的な拘束力というのはもちろんございません。ただ、そのまま放っておくということではなく、やはりある程度皆さん同じ方向を向いて考えていただきたいという、先ほどご説明させていただきましたけれども、配慮をお願いする事項ということで今回まとめさせていただいたところがございます。大半は県有地でございますので、私ども、自分たちに課しているものではございますが、周囲の方々につきましても、ご理解いただけるものについてはご理解いただいて、我々も配慮についてご協力いただければと思っております。

(北崎委員長)

よろしいですか。他にございますか。

(有馬委員)

もう大体最終だと思うので、今後について少し懸念を持っていること、もしくは期待申し上げることを申し上げておくと、いわゆる名前を早く決めてほしい、あの一帯。商業的にはブランディングなんですけど、やっぱり名前のないままずっと進んだって、多分今、ネット関係でずっと配信するときに、ぱっと言える名前でないといけないというのが一点なので、これは私、委員の1人としては、もうここに書いてある通り、鹿児島本港がいいと思います。それでブランディングするんだったら、ぱっとブランディングを早めにしていただいて、ブランディングがそういうふうに進んでいくと、大体イメージが出来上がっていくんじゃないかなと思うので。コンセプトその他のゾーニングは、もうこれで十分だなと思うんですけど、最終案ができたときに、県民の方々にも市民の方々にも全部わかるように、何か全体を示せるような形で、景観から何から、こんなふうになりますよみたいなところまでは、進めていただきたいなと。今後の部会なんかが、おありになると思うので、その中でそういう構築をしていきたいなというのと、もう一つ、このコンセプトがちょっと弱いので、やっぱりもう総合的にもここまで来て僕は思うんだけど最終結論は、やっぱり素晴らしい港と、癒しのゾーンとの融合だと思うので、その文言をきちんとしておけば、大体方向性が見えると思うので、いつまでたっても港は港でこっちはこっちでということではなしに、もう港を外せないと思うので、やっぱり港も景観のうちなので、港と癒しを含めた公園みたいなものと、何かしらの建物という、そういうイメージ付けを、もう最終段階なのでしていただくと、今後のやり方もすごく見えてくるのかなと思うので、これ期待値を含めて申し上げました。

(北崎委員長)

今の意見に関して答えられる範囲で答えてください。

(事務局)

本港区エリアのまちづくりの方針4継続的なエリアマネジメントによる持続可能なまちづくり実現の中で、本港区のアイデンティティや価値を高めるエリアマネジメントの取り組みというのを一つ打ち出させていただきます。今委員の方からもご意見ございましたので、エリアコンセプトプランだけをまとめる形ではなくもっとわかりやすい形で打ち出していくということにつきましては、取りまとめの時期に合わせまして検討してまいりたいと思っております。

ます。名称等を含め、より本港区のアイデンティティを高める取組につきましては、今後また各機関とも連携する組織の方でまた検討していきたいと思えますし、今の時点で取り組めるものにつきましては、できる限り速やかに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(有馬委員)

ありがとうございます。

(岩崎委員)

ちょっとよろしいですか。名前というのは？

(有馬委員)

エリア全体の名前です。

(岩崎委員)

サンフランシスコのピア39とかそういう感じですか。そうしたら、範囲を決めなければいけないのでは。

(有馬委員)

このエリア全体を呼べる名前を。

天文館もどこからどこまでが天文館と決まっているわけではなく、来訪者は「天文館」と呼ぶ。そういった意味です。天文館もそれでブランディングができていますので。できれば日本語にしてほしいなと思います。

(岩崎委員)

要は、我々が「ウォーターフロント」と呼んでいる名前を、もっと固有名詞に変えなさいということですね。

(有馬委員)

そうです。

(事務局)

承知致しました。考えてまいりたいと思います。



(北崎委員長)

ご意見として受け止めてください。他にございますか。

(太田委員)

この景観ガイドラインについて、今岩崎委員がまさにおっしゃっていた法的根拠がないという話の周辺の話として、景観法というのがあって、どうでしょうか。そうすると、そこに景観事前協議制度といものがあり、私の知る限りでは、関東ですと長野県の松本です。松本城が見えるためにどうでしょうか、高さ制限のみならず、仰角、要するに見上げる角度を3度かな、一応設定をしているとか、いろいろ商業関係の人、いろんな方々が集まって事前協議をして、それぞれで一応、景観法に則りながらいろんな組み合わせを作って、それに則りながらやっていると、もちろん法律ですからきついんですけども、若干緩いところもあるような感じで、松本城が見えるというのと、もちろん日本アルプスが見えるとか、見え方について割と細かくやっているのは、私の近辺でいくと、松本市が割とそういったことをずいぶん前からされているかなということで、逆にガイドラインと言った瞬間にどこまでの制約があるかどうか、ちょっとわかりにくい部分がありますので、みんなでいわゆる理念条例じゃないですが、みんなで守りましょうというレベルの話なのか、それとも建築基準法なり、まちづくり三法とかいろんなものを含めて、面倒くさいこともやらなきゃいけないのかということも若干明らかにした方が、もう少しわかりやすいのかなという気がいたします。

(木方委員)

おそらく、ここで作られているデザイン・ガイドラインというものの中では、いくつか規制というか、ここからこういうふうに見えるようにしましょうなど、そういった性格に関わる話と、それから空間のありようとか、スペースのありようを実現するようにデザイン的に工夫をしましょう、という話と両方入っていると思うのですよ。

おそらく先ほど来お話になっているお話は、景観条例なりですね、景観計画なりというその法的根拠のあるものの中でやっている部分の話で、ここで書いてあるものは、それというよりはむしろ、まさに名前の通り、そのデザインのガイドラインということで、どちらかというところとグレーゾーンで漠然と作り

であります。これは様々なものを作るときの設計であるとか、それから維持管理をするときに、こういう趣旨でやっていきたいと思いますということだと思っております。いわゆる先ほどの話の建築基準法であるとか都市計画法で言っているような規制とか、それに伴った罰則が伴うような、そういう物事を決めて決めるものではないと思います。先ほど港湾空港課長がおっしゃったように、こういった方向で皆さん方向性を一にして様々なものづくりや維持管理をやっていきたいと思いますという共通認識を示すようなものだと思いますので、そういう趣旨でのガイドラインというふうな受け止めた方が多分いいんじゃないかなというふうには思っています。その中で太田委員がおっしゃったように、何か法的な根拠も含めて達成しなければいけないようなものがあれば、また別途法的な枠組みを含めて検討が必要なことだと思っておりますので、おそらく多分そのところまではまだここでは踏み込んでいないのだろうし、踏み込む必要も今のところではないんだろうなど、そういう整理でいいんじゃないかなと思っています。

(北崎委員長)

景観についての認識を伺っていますけれども、今日は参考資料として出された話ですので、エリアコンセプトプランの方に移ってよろしいでしょうか？私の方では再度確認したいというところがありますけど、他にご意見ございますでしょうか？こちらの方で私の方でちょっと確認させてもらってよろしいですか。

(森下委員)

すいません、リモートの参加で失礼いたします。資料1について、非常にまとまった形で私は読みやすく拝見させていただきました。それで1点だけなんですけれども、実は3ページのところに賑わいのターゲットということで、たくさんのターゲットが並んでいらっちゃって、これはもう幅広に取られていて、これはこれでいいんじゃないかなというふうに思います。

なんかこのターゲットそのものって、本当に近隣の、近所の方たちの散策という非常に数の多いところと、それから国内のビジネスパーソンとかイベント参加者とか、最後の一番数は少ないけどお金取れるよっていう、もう超富裕層みたいところで、三角形の感じの人数バランスになるかと思うんですが、

それをゾーニングのところの 4 ページの方で、ある程度ここで受け取るんだというようなイメージをされているかと思うんですけども、これ自体はいいと思うんですが、これ、もう少しそれぞれのエリアでそれぞれのターゲットのバランスの配分というか比率みたいなものをもう少しはっきりさせると、それぞれの中身で何をやっていったらいいのかというのが少しクリアになるかなというふうに思いますので、それはこの段階ではなくて次の運用上の話になるのかもしれませんが、それぞれのエリアをもう少しどういうふうなものにしていくかというときに、このターゲットそのものの配分のバランスを、もう少しここに落とし込むとわかりやすくなるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

(北崎委員長)

森下委員ありがとうございました。  
事務局の方はどう受け止められましたか。

(事務局)

はい。資料 1の 6 ページ、7 ページにターゲットごとの賑わいのターゲットと受け皿となるエリアについて整理させていただいておりますけれども、委員ご指摘のとおり、これはあくまでも本当にざっくりしたものでございます。入り込み客数を想定しましても、かなりこちらの方で推計を重ねたところがございますので、実際に各エリアを開発するにあたっては、もう少しきちんと整理をしまして、ターゲットにつきましてもかなりざっくりとしておりますので、もっと詳細に委員ご指摘のとおりターゲットの構成ですとか、そういったとこまで含めてよりこのエリアを開発するにあたってどういった皆さんをターゲットにするかというのをクリアしていく必要があるかと思っております。

いただいたご意見につきましては、今後このゾーニング、エリアコンセプトプランを活かして本港区のまちづくり開発するにあたって新たな連携の場を持ちたいと思っておりますが、その場においてもまたその点につきましても議論させていただければと思っております。

(北崎委員長)

はい、どうもありがとうございます。改善の方向でもう一つ検討に加えてく

ださい。

それでは1ページから12ページまで確認よろしいでしょうか？何回も読んでいただいているのに申し訳ないんですけど、委員長の立場として確認させていただきたいということでもよろしくお願ひいたします。

12ページ、それから13ページからはイメージ図、各エリアの利活用の方針で、14、15ページが北ふ頭エリア、16ページが南ふ頭、それから桜島ターミナル、それからウォーターフロントパークエリアドルフィンポート跡地エリアそれから高速船ターミナル、住吉町15番街区エリアそして22ページが旧港湾合庁跡地エリアとなっております。簡単に事務局の方から趣旨、ポイントだけご説明いただけますか。

(事務局)

はい。そうしましたら事務局の方からいわゆるおさらいとなりますが、各エリアの利活用方針のポイントについてかいつまんでご説明します。

本港区エリア全体、特に北ふ頭・南ふ頭についてですが、まず共通の事項として、港湾機能を維持しつつ、安全で円滑な港湾活動に支障が出ることのないよう、港湾関係者等と十分調整しながら利活用の方向性を検討するとしております。

その上で、北ふ頭につきましては、短期的には旅客ターミナルなど、暫定活用と併せまして混雑安全対策の検証を行い、賑わいと港湾機能の両立のあり方について知見を得る。中長期的には荷役作業などに必要な場所を十分検討した上で、定期航路や国際クルーズ、小型船航路への対応が可能な複合型旅客船ターミナルなど、より高度な機能導入を検討する。こういったイメージで北ふ頭の方を考えております。

南ふ頭につきましては、唯一夜間に出港する十島航路による港の夜景の魅力を生かした集客機能の誘導を検討することとしております。

桜島フェリーターミナル周辺につきましては、フェリーやバスのターミナル、県営駐車場が整備されており、ウォーターフロントパークや北ふ頭に近い立地性を活かしまして、交通拠点機能の充実を図るとしております。

ウォーターフロントパークにつきましては、本港区の賑わいの核となる空間として眺望場としてふさわしいオープンな空間の確保を基調に、県民が日常的に訪れ、参拝やウォーキング等により癒しや憩い、親しみや誇りを感じることができる取り組みを行うこととしております。

ドルフィンポート跡地につきましては、スポーツ・コンベンションセンター基本構想に基づき、スポーツ振興の拠点機能、多目的利用による交流拠点機能を整備する。そして多目的広場につきましては、ウォーターフロントパークと一体的な活用等を図るよう検討するとしています。

高速船ターミナル周辺につきましては、高速船や高速バスの発着地点であり、交通拠点機能の充実強化や、臨港道路の拡幅などを図ることとしています。

住吉町 15 番街区につきましては、スポーツ・コンベンションセンター基本構想に基づき、駐車場を整備するとしておりますが、より効果的な提案があった場合は新たな活用を検討するとしており、検討委員会でのご議論なども踏まえまして、鹿児島中央駅へのアクセスの良さなどを生かし、2000 人規模の学会や国際会議等のビジネスを中心とした複合大型コンベンション施設など、交流、宿泊機能の誘導を図ることとしております。

最後に旧港湾合庁跡地につきましては、マイアミ通り周辺から本港区への玄関口にあたる立地性を生かしまして、観光交流文化機能等の誘導やバスタクシーの乗降場等を検討するという形で考えております。

(北崎委員長)

はい、ありがとうございました。

そして、このエリアイメージから 23 ページ 24 ページと続き、参考資料を新たに今日は付け加えたということになっております。他にございますか？

何かお気づきの点があれば、よろしくお願ひしたいんですが。

(升本委員)

前回の委員会でも私発言いたしました。先ほど岩崎委員がおっしゃったこととかなり関連深いことです。コンベンション機能のことです。

資料 1 でいくと 21 ページですね。コンセプトプランの中のイメージで、住吉町 15 番街区エリアの利活用方針としてコンベンション機能を核とした云々かんぬんと書いてますが、実際のその下に書いてある機能の方針のところを見ると、何かそのタイトルと内容に齟齬があるというのが率直な感想です。単なる表現だけの問題ではないような気がしますので、その先ほども岩崎委員がおっしゃいました駐車場を作ることありきなのか、それともそのコンベンション機能をここに持たせることありきなのかというのは、この時点で決める必要はないのかもしれませんが、後々きちんと誰が見てもわかるような

そういうプランにしておいた方がいいんじゃないかなと思います。

スポーツ・コンベンションセンターを生かすためには、このコンベンション機能をここに持たせるというのは多分私は不可欠じゃないかというふうに思いますので、前回申し上げましたように、鹿児島の手持っているいろんな総合力を活かすためにはこのコンベンション機能というのはもうちょっと表に出していいんじゃないかなというふうにこの21ページを見て思いました。以上です。

(北崎委員長)

こうした意見を踏まえて、この件については岩崎委員や升本委員からもございましたので、次回までにもう一度検討願えますか。いかがですか。

(事務局)

はい。ただ今委員からのご意見等も賜りましたので、また改めてこの書きぶり等につきましては調整させていただきたいというふうに考えております。

(北崎委員長)

ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか？

概ね今日の議論は尽くされたようですが、エリアコンセプトプランの内容も固まりつつあると思いますので、本日、委員から出た意見をさらに吸収しまして、事務局の方で再度修正作業をしてください。次回の検討委員会で最終確認をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか？

(委員から発言なし)